

第6章

今後の課題と展望

1. 本研究のまとめ

発達障害のある子どもについて、発達障害者支援法に規定されているように、国と地方自治体は早期発見・早期支援を行うと共に、その後の総合的な支援を行うよう求められている。これに対応し、国及び地方自治体が今後、発達障害者の支援体制の充実を図るために必要な事柄等を発達障害支援グランドデザインにまとめ、実現に向けての道筋については、先進的に支援を行っている地域事例が参考になるように考えてまとめた。

発達障害支援グランドデザインでは、まず発達障害児・者において状態像に加齢変化があり、早期と思春期以降では必ずしも診断基準にあるような典型的な状態像を示さないことが少なくない。このことを踏まえ、気づかれず支援を受けられないことのないよう、気づきと支援の対象を「発達障害等」として発達障害のあることが明確な子どもだけでなく、発達障害がある可能性のある子ども一要配慮児—を含めた。

また、発達障害児・者の状態像の変化と学校制度の特性等も含めて、発達障害グランドデザインでは就学前と就学後に大きく分けて支援の在り方をまとめた。就学後については、小学校・中学校・高等学校において、それぞれの特徴があり、学級担任制と教科担任制、公立と私立における立場や管轄部局の違い等に異なる点も少なくないが、各小項目の中の記述によって対応した。

早期支援における実際的な道筋は、先進的な支援を行っている地域事例が参考になる。支援を開始して各地域共に数年以上を経過しており、それぞれの地域の特徴が明確になると共に、共通した課題も明らかになってきている。共通した課題の1つに、現在多くの地域で作成されている「支援ファイル」が必ずしも十分に活用されていないことがある。これについては地域事例の中で検討を始めたところもあり、今後の活用を現実化するために検討を行った。

早期支援と後期中等教育における発達障害のある子どもの支援については、先行の2研究「発達障害のある子どもの早期からの総合的支援システムに関する研究」及び「障害のある子どもへの一貫した支援システムに関する研究—後期中等教育における発達障害への支援を中心として—」により詳細な研究成果がまとめられているので、参考にさせていただければ幸いである。

2. 今後の課題

A 支援システムの評価システム

発達障害については、早期からの一貫した支援は先進的な地域において開始されたばかりの状況にあり、それらは確立された手法に則って実行されているというよりも、試行錯誤の段階にあるといえよう。このことは、先進的に行われている支援システムについて、今後常に効果や課題が明らかになるよう評価を行い、それらを還元させてより効果的で適切な支援システムを考えていくことが重要である。これにより、全国的に多くの地域がそれぞれの地域の特性に合わせて先進的な地域の支援システムを参考にする段階において、より効果的なシステムを広く構築できることになることから重要である。

本報告書でも、すでに課題となっている支援ファイルの活用についての検討をしたが、より広範な視野から効果や課題を明らかにする評価の方法について明らかにすることが、今後の第1の課題と考えられた。

B 地域の特性と関係からみた支援システム

先行の研究を含め、本研究で調査を行った先進的な早期支援を総合的に行っている地域事例は、人

口規模で数万～20万の規模であった。特にこのような人口規模の地域に絞って調査をしたわけではない。支援に資する資源、総合的な支援を行うための統括・調整システムの構築の実際、等においてこのような人口規模が現在のところ支援システムの構築がしやすいのかもしれない。

しかし、どのような地域においても、それぞれの地域に即した一貫した総合的な発達障害児等への支援システムが構築されるべきであるのはいうのを俟たない。このためには、より大きな地域とより小さな地域等の様々な条件を踏まえた支援システムの在り方や構築の道筋をより明らかにしていくことが必要である。

C 後期中等教育の課題

後期中等教育における先進的な支援を行っている事例は、学校単位となった。一定の地域において総合的な支援システムが構築されている事例を知ることができなかった。おそらく、現時点では支援ニーズについて真剣に考えている学校の取り組みが点状に存在している状況であると推測される。後期中等教育においては、その後に就労へ進むことも多く、本来であれば学校単位ではなくより広範囲の地域としての総合的な支援システムの構築が必要と考えられる。しかし、現実としては発達障害のある子どもの支援に積極的な意識を持つ高等学校等が多くないことが、地域への広がりを持った支援システムの構築に至っていない原因の1つかもしれない。後期中等教育においては、教育課程上から特別支援学級の設置が困難であること、独自の建学の精神を持ち教育委員会の管轄外にある私立学校における支援の推進の課題、子どもたちが思春期にありその心性への慎重な配慮の必要性、等の課題があり、なお実践の試行例が多く必要であると共に、学習指導要領等の国の施策上における検討も欠かせないと考えられる。

D 意識改革

現在では、発達障害について従前よりも理解が進み、発達障害のある子どもが障害を認知されずに「わがまま」「しつげができていない」と誤解されることは少なくなってきた。それでも発達障害のある子どもへの支援がどの学校でも欠かせないこと、どの学校でも意欲を持てば可能であること、については十分に教師に理解されているとはいえない段階にあると考えられる。また、学校における発達障害のある子どもへの支援の行政的な具体化や学校における支援の具体化においては、定型発達児等の保護者を始めとして、国民全体に発達障害の存在とその特性の基本、支援の重要性が発達障害児・者のみならず、一般国民の福祉の増進のためにも欠かせないことを理解することが重要な課題と考えられる。

平成19年12月の国連総会において、毎年4月2日を世界自閉症啓発デーとして世界中の国連加盟国で啓発活動を行うことになった。わが国においては4月2～8日についても発達障害啓発週間とすることになり、自閉症だけでなく発達障害全体の啓発活動がより積極的になされてきている。国民全体への啓発についても、教育・福祉・保健・医療・労働等が連携して広範な対象への効果的な啓発を行っていくことが重要な課題である。

3 今後の展望

発達障害児・者への一貫した総合的な支援は、まだ始まったばかりであり、ゆっくりではあるが着実な進展をしている。また、先進的な支援を行っている地域や学校では、他の地域や学校に有用な貴重な経験や知識が集積されつつある。今後はこれらの貴重な経験や知識を全国の地域や学校が共有し、全国的に支援システムの構築が進むことが必要である。このためには、発達障害児・者の支援に関する情報を全国的に共有できる情報システムの構築と積極的な運用が望まれる。

また、国連で採択されわが国もすでに署名した「障害者の権利に関する条約」の批准が行政的な喫緊の課題になっている。この中にはインクルーシブ教育や合理的配慮等の発達障害児・者にとっても非常に重要で、一方で発達障害児・者にとっては慎重で的確な今後の検討を必要とする課題が含まれている。これらについて発達障害の特性や支援のニーズに併せた方策が適切に検討されることが望ま

れ、それぞれの課題に関する研究が重要になると推測される。研究においても、教育・福祉・保健・医療・労働等における連携を進め、総合的な課題解決に向けた取り組みが必要であろう。

(渥美 義賢)